平成２３年（フ）第１５８７号
東京都板橋区成増３丁目34―14
破産者　伊藤　祐文
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５４８号
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎４―20―13―Ｃ棟、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区内谷３丁目14―17
破産者　廣澤　健一
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２９１号
神奈川県小田原市中里175番地25
破産者　西湘ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２４７号
埼玉県川口市赤井２丁目13番11号
破産者　ＮＧＳ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２４８号
埼玉県川口市元郷５丁目26番22号
破産者　清水　孝郎
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４６２号
東京都千代田区東神田１丁目11―７―601
破産者　小山　喜康
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４６４号
千葉県千葉市中央区登戸５丁目19―11―212
破産者　小山トミ子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８７８号
奈良県葛城市新村500番地の１
破産者　有限会社大豊
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８７９号
奈良県葛城市新村500―１
破産者　魚谷　良雄
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８８０号
奈良県葛城市新村500―１
破産者　魚谷　一彦
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４８２号
東京都中央区東日本橋２丁目24番12号
破産者　日本エーエム株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６６５号
東京都中央区湊１丁目３―14―802
破産者　石綿　幸雄
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２４６号
東京都江戸川区西葛西６丁目17―６―1003
破産者　高橋　　進
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８１１号
愛知県名古屋市北区三軒町33―202、開始決定時の住所東京都世田谷区桜丘５丁目32―５―103
破産者　佐藤　佳子（旧姓太田）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３３９号
東京都港区芝３丁目17番14号
破産者　有限会社スピードメディア
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５４１号
東京都葛飾区東金町４丁目12番12号
破産者　有限会社宮工業
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６３号
東京都中央区佃２丁目１―２―1004
破産者　スニゼン　マーティン　ウィリアム
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３１８号
東京都江戸川区谷河内１丁目20―１　グランドパークハイツ第２―201、開始決定時の住所東京都江戸川区上篠崎２丁目５―７
破産者　石塚　忠次
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１４号
東京都品川区西五反田７丁目17番３号
破産者　株式会社コア・アド・インターナショナル
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４６２号
東京都板橋区向原１丁目８―１　大谷口ガーデンマンションＡ棟101
破産者　伊藤　　聡
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４９１号
東京都大田区新蒲田１丁目19番１号
破産者　株式会社東海整流子製作所
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４９２号
福島県福島市土湯温泉町字川上27番地
破産者　株式会社東海温泉
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部